

青森県
新型インフルエンザ対策行動マニュアル
〔医療提供版〕

本 体

平成 23 年 10 月
青 森 県

青森県新型コロナウイルス対策行動マニュアル [医療提供版]

目 次

はじめに	2
第1 症例定義	3
1 疑似症患者	
2 患者（確定例）	
第2 医療提供体制	4
平時	5
1 保健所の対応	
2 医療機関の対応	
3 市町村の対応	
4 県本庁の対応	
海外発生	7
1 保健所の対応	
2 医療機関の対応	
3 市町村の対応	
4 県本庁の対応	
国内発生～県内発生（早期）	9
1 保健所の対応	
2 医療機関の対応	
3 市町村の対応	
4 県本庁の対応	
県内発生（拡大期）	11
1 保健所の対応	
2 医療機関の対応	
3 市町村の対応	
4 県本庁の対応	

はじめに

○ マニュアルの作成の趣旨

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しており、この発生に伴い、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

最近では、平成 21（2009）年、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年間で約 2 千万人が罹患したと推計され、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 198 人、致死率は 0.001%とされた。本県でも約 13 万人が罹患したと推計され、死亡者数は 3 人となったほか、県の対応において危機管理体制や情報提供などの課題を残した。

この平成 21 年の経験を経てもなお、今後においても依然として病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性に変わりはない。新型インフルエンザ発生時に適切に対応できるよう必要十分な準備を進めておかなければならない。このため、県においては、平成 23 年 4 月に「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」を改定した。

この中で、県は、医療提供体制、社会対応、広報・情報提供及び危機管理に係る対策を効果的に組み合わせて必要な対応をすることとしている。これらのうち、医療提供体制に関し、関係機関がとるべき対応の基本的な事項について、本マニュアルに記載することとし、社会対応、広報・情報提供及び危機管理については、別途「新型インフルエンザ対策行動マニュアル〔社会対応版〕」を策定する。

新型インフルエンザ発生時には、医療機関においては健康被害を最小限にとどめる観点から医療の提供を継続する役割が、市町村においては市町村対策本部や住民からの相談窓口等の設置などの対応をする役割がそれぞれに期待されている。

本マニュアルは、保健所、医療機関、市町村、県本庁が担うこととされている役割に基づき、これら 3 つの分野において、とるべき原則的な対応について定めるものである。

なお、本マニュアルに記載している各事項に関し、関係機関がとるべき具体的な行動手順等については、別途定める要領によるものである。

また、新型インフルエンザに関する新たな知見等や医療技術の進歩等に応じて、本マニュアルの見直しを行いながら、新型インフルエンザ対策の円滑な実施体制を確保していくものである。

第1 症例定義

注意 現在、新型インフルエンザが発生していないことから、症例定義を示していない。

これについては、新型インフルエンザが発生し、症例経験を重ね、知見が蓄積された段階で、国から示される。

次の疑似症患者、患者（確定例）の症例定義は、いずれも暫定的なものである。

1 疑似症患者

咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱または急性呼吸器症状のある者で、診察した医師が、症状や所見から新型インフルエンザを疑う者

※年齢、基礎疾患、服薬状況などの影響により、呈さない場合がある。

2 患者（確定例）

疑似症患者であり、かつ、新型インフルエンザウイルスに対するPCR検査の結果が陽性の者

第2 医療提供体制

ここでは、医療を提供する体制を確保するため、保健所、医療機関、市町村及び県本庁がとらなければならない原則的な対応について定める。

これらの機関は相互に連携をとり、新型インフルエンザ対策に必要な対応を行う。

平時から海外発生までに、新型インフルエンザの大流行への諸準備を完了しておく。

国内発生から県内発生（拡大期）は、それまでに準備した感染拡大防止策を実施する。

なお、新型インフルエンザの病原性が低い場合には、国内発生以降、「県内発生（拡大期）」での対応を行うことを検討する。

略語等の使用：本マニュアルにおいては、略を使用している。各々の意味は次のとおりである。

○「発生段階」

新型インフルエンザ発生・流行状況等を事前に想定し、「平時」、「海外発生」、「国内発生」、「県内発生（早期）」、「県内発生（拡大期）」の5つに区分している。

○「サーベイランス」

見張り、監視制度という意味。特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。平時のサーベイランスでは、インフルエンザ定点把握・ウイルス・入院の各サーベイランス及びインフルエンザ様疾患発生報告が行われ、発生時のサーベイランスでは、患者（確定例）全数把握・クラスターの各サーベイランスが行われる。

○「感染予防資材」

感染防止対策をするために必要となる資材の総称。

○「地域協議会」

「地域新型インフルエンザ対策協議会」の略称。保健医療圏ごとに設置し、保健所を中心として関係機関から構成され、医療提供に係る対策について協議・調整する。

○「外来診療機関」

国内発生以降、疑似症患者・患者（確定例）の外来診療を担当することとされた医療機関をいう。

○「入院受入医療機関」

県内発生（拡大期）以降、重症患者の入院治療を担当することとされた医療機関をいう。

○「感染症指定医療機関等」

感染症指定医療機関、入院協力医療機関の両者を合わせていう。

○一般医療機関

県内発生（拡大期）以降、外来診療を担当する医療機関（原則、全ての医療機関）をいう。

○「PPE」

Personal Protective Equipment を略して表記したもので、個人防護具のこと。具体には、マスク、ガウン、ゴーグル、手袋等のように、感染から個人を守るために装着する物をいう。PPEは、感染予防資材の一部。

平時

対策 海外発生に備え、二次医療圏ごとに医療提供体制を整備し、その体制の維持等に留意し整備状況の確認を行う。

1 保健所の対応

(1) 情報の提供等

- ① 国・県等から季節性インフルエンザに関する情報を収集し、県ホームページ等により情報を提供する。
- ② 「咳エチケット」や手洗いなどのインフルエンザ感染予防策を啓発する。
- ③ 「電話相談窓口」（県民局）の設置に向け、準備する。

(2) 感染予防資材を備蓄（資材整理・管理）する。

(3) 医療提供体制の確保

地域協議会で医療提供体制を協議し、「地域医療提供体制シート」に明記する。
また、地域協議会において、本シートの記載内容を毎年1回以上確認する。

- ・（発生段階ごとに）外来診療機関、入院受入医療機関を定める（高校生年齢相当者の受診対応を含む。）。
- ・ 人工透析、産科、精神科、救急医療、障害児医療の対象となる患者を主として診療する医療機関を定める。
- ・ 「電話相談窓口」での患者等の受診誘導策、外来診療機関等の公表の取扱いを確認する。
- ・ 疑似症患者・患者（確定例）が発生した際の対応を確認する。

(4) 関係機関との連携

- ① 郡市医師会等の関係機関と医療機関間の患者の受入等を協議するとともに、連絡体制を整備する。
- ② 地域協議会を開催・運営する。
 - ・ 情報の共有化を図る。
 - ・ 市町村、消防本部等関係機関の発生時対応（患者等の搬送手順等）を確認する。

(5) サーベイランスの実施

平時のサーベイランスを実施する。

2 医療機関の対応

地域協議会で定めた役割に応じて、新型インフルエンザ発生時の対応を準備する。

- (1) 医療機関は、感染症対策マニュアル（新型インフルエンザ対応マニュアル）を策定する。
- (2) 感染予防資材を備蓄（資材整理・管理）する。
- (3) 疑似症患者・患者（確定例）が発生した際の対応を確認する。

3 市町村の対応

- (1) 住民に対し、ホームページ等により季節性インフルエンザの感染予防等に関する情報を提供する。

- (2) 新型インフルエンザの発生時の対応を検討し、必要な準備をする。
- (3) 国の方針に基づき、県本庁と新型インフルエンザワクチンに係る臨時の予防接種（集団接種）体制等を整備する。

4 県本庁の対応

(1) 情報の提供等

- ① 国・WHO等から、(季節性・鳥・新型)インフルエンザに関する情報を収集する。
- ② 県ホームページ等により、次に掲げる情報の提供等を行う。
 - ・(季節性・鳥・新型)インフルエンザに関する情報の提供
 - ・「咳エチケット」や手洗いなどのインフルエンザ感染予防策の啓発
 - ・新型インフルエンザ発生時の「医療機関に受診する際の注意方法」の周知
- ③ 医療従事者等へ情報提供するウェブシステムを整備する。
- ④ 県民等へ情報提供するテレビ・携帯電話等の電波媒体及びウェブシステムを整備する。
- ⑤ 「電話相談窓口」(県本庁)の設置に向け、準備する。

(2) 医療提供体制の確保

- ① 医療提供体制の確保に関して、県医師会等と協議する。
- ② 疑似症患者・患者(確定例)が発生した際の対応を定める。
- ③ 地域協議会で定めた医療提供体制に関する支援と調整を行う。
- ④ 国の方針に基づき、市町村と新型インフルエンザワクチンに係る臨時の予防接種(集団接種)体制等を整備する。

(3) 関係機関との連携

- ① 関係機関と発生した際の対応等を協議するとともに、連絡体制を整備する。
- ② 新型インフルエンザの発生を想定した研修や訓練を適宜行う。

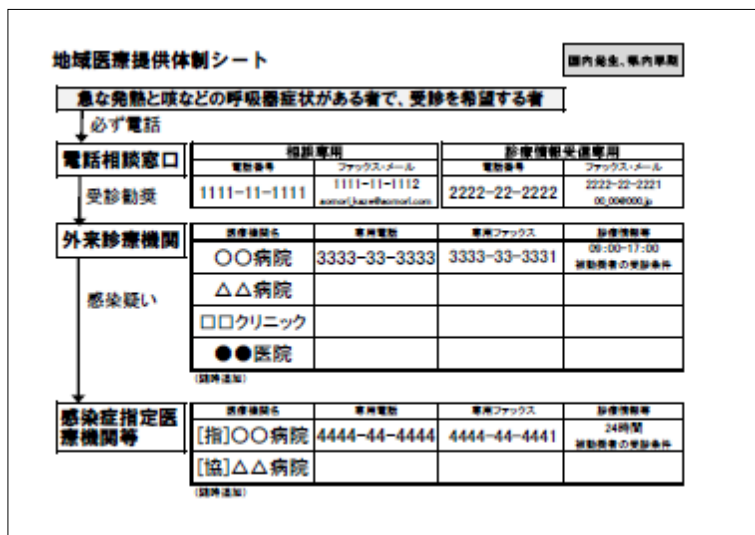
(4) サーベイランスの実施

平時のサーベイランスを実施する。

(5) 医療物資等の確保

- ① 抗インフルエンザ薬の備蓄及び保健所へ配付する。
- ② 感染予防資材の備蓄及び保健所へ配付する。

(地域医療提供体制シート様式)



海外発生

対策 国内発生に備え、二次医療圏ごとに整備した医療提供体制の確認とその実施をする。

1 保健所の対応

- (1) 「電話相談窓口」の設置及び周知
 - ① 「電話相談窓口」を設置し、県民からの相談を受ける。
相談は、原則として、24 時間の対応とする。
 - ② 「電話相談窓口」の開設を県ホームページ等により周知する。あわせて「発熱や呼吸器症状のある患者で、受診しようとする者は、必ずその旨を予め電話相談窓口にお問い合わせる。」ことを周知する。
 - ③ 電話相談窓口は、毎日の相談状況等を県本庁に報告する。
- (2) 医療機関への連絡等
 - ① 「電話相談窓口」は、疑似症患者に該当する患者から電話相談を受けた場合、当該患者に受診勧奨し、感染症指定医療機関等に患者情報を連絡する。
 - ② 感染症指定医療機関等に抗インフルエンザ薬を配付する。
- (3) 検体搬送及び検査依頼
感染症指定医療機関等から疑似症患者の検体を採取した旨の連絡を受けた場合、環境保健センターに検体を搬送し、検査を依頼する。
- (4) 健康監視の実施
県本庁から健康監視を実施する旨の連絡を受けたときは、当該者の健康監視を行う。
- (5) サーベイランスの継続及び追加実施
平時のサーベイランスを継続し、発生時のサーベイランスを追加する。

2 医療機関の対応

- (1) 医療機関における個々の対応
 - ① 感染症指定医療機関等
 - ア 「電話相談窓口」から受診勧奨を受けた患者の情報を受け取り、診察する。診察の結果、必要がある場合は患者の同意を得て入院させ、その旨を保健所へ連絡する。
 - イ 疑似症患者の検体を採取する。
 - ウ 医療従事者は、保健所から配付された抗インフルエンザ薬を予防服用する。
 - エ 入院患者の増加に備え、感染症病床以外の病床確保を検討する。
 - オ 新型インフルエンザワクチンを優先接種する者のリスト（被接種者リスト）を作成する。
 - ② 外来診療機関
 - ア 国内発生に備え、外来診療の準備をする。
 - イ 新型インフルエンザワクチンの被接種者リストを作成する。
 - ③ 入院受入医療機関
 - ア 県内発生（拡大期）に備え、病床確保を検討する。
 - イ 新型インフルエンザワクチンの被接種者リストを作成する。
- (2) 医療機関における共通の対応

① 感染予防

ア 発熱や呼吸器症状のある患者については、他の患者と接触しないよう配慮する。

イ 患者対応に際しては、PPE を装着する等感染防止に留意する。

ウ 患者の入院治療に際しては、感染対策を十分に取った上で受け入れる。

② 患者への対応

受診・診察した患者が、疑似症患者又は患者（確定例）であった場合は、平時に定めた対応をする。

3 市町村の対応

(1) 住民に対し、HP 等により新型インフルエンザの感染予防等に関する情報等を提供する。

(2) 住民からの相談に対応する。

(3) 保健所からの要請に協力する。

4 県本庁の対応

(1) 情報の提供等

① 国・WHO 等から新型インフルエンザに関する情報を収集する。

② 県ホームページ、テレビ・携帯電話の電子媒体等により、次の情報提供等を行う。

・新型インフルエンザに関する情報の提供

・「咳エチケット」や手洗いなどのインフルエンザ感染予防策の周知

・県内医療提供体制（電話相談窓口の設置、感染症指定医療機関等での入院治療）の周知

③ 情報提供用ウェブシステムに医療従事者用情報を掲載し提供する。

(2) 医療提供体制の確保

① 医療機関等に県内の医療提供体制（電話相談窓口の設置、感染症指定医療機関等での入院治療）を周知し、この体制を実施する。

② 国に新型インフルエンザワクチンの開発・生産状況等を確認し、医療機関等にその情報を提供する。

(3) 関係機関との連携

医師会等と協力し、県内の医療提供体制に関する情報（外来等診療情報等）を確認する。

(4) 健康監視の指示

検疫所から、本県在住の海外帰国者が健康監視対象となった旨の連絡を受けた場合、該当保健所に健康監視を指示する。

(5) 「電話相談窓口」の設置及び周知

① 「電話相談窓口」（県本庁）を設置し、県民からの相談を受ける。

相談は、原則として、24 時間の対応とする。

② 「電話相談窓口」（県本庁、県民局）の開設をテレビ・携帯電話の電子媒体等により周知する。あわせて「発熱や呼吸器症状のある患者で、受診しようとする者は、必ずその旨を電話相談窓口に問い合わせる。」ことを周知する。

③ 電話相談窓口は、毎日の相談状況等を集計する。

(4) サーベイランスの継続及び追加実施

平時のサーベイランスを継続し、発生時のサーベイランスを追加する。

国内発生～県内発生（早期）

対策 国内発生：県内発生に備え、二次医療圏ごとに整備した医療提供体制を実施する。
県内発生（早期）：適切な医療を提供しつつ、感染拡大に備えた体制を整備する。

1 保健所の対応

- (1) 「電話相談窓口」の設置及び周知
海外発生への対応を継続する。ただし、状況に応じて、相談時間等について見直す。
- (2) 医療機関への連絡等
 - ① 「電話相談窓口」は、疑似症患者に該当する患者から電話相談を受けた場合、当該患者に受診勧奨し、外来診療機関に患者情報を連絡する。
 - ② 外来診療機関、感染症指定医療機関等に抗インフルエンザ薬を配付する。
- (3) 検体搬送及び検査依頼
外来診療機関から疑似症患者の検体を採取した旨の連絡を受けた場合、環境保健センターに検体を搬送し、検査を依頼する。
- (4) 健康監視の実施 国内発生
県本庁から健康監視の連絡を受けたときは、当該者の健康監視を行う。
- (5) 積極的疫学調査の実施と終了 県内発生（早期）
 - ① 患者（確定例）その他関係者に疫学調査を行う。
 - ② クラスタ（集団発生）の患者（確定例）その他関係者に疫学調査を行う。
 - ③ ①及び②の疫学調査は、その感染源の追跡ができないことが確認された時点で、以後の疫学調査を中止する。
- (6) サーベイランスの継続
海外発生への対応を継続する。

2 医療機関の対応

- (1) 医療機関における個々の対応
 - ① 外来診療機関
 - ア 「電話相談窓口」から受診勧奨を受けた患者の情報を受け取り、診察する。診察の結果、疑似症患者と診断した場合は、その旨を保健所、感染症指定医療機関等に患者情報を連絡する。
 - イ 疑似症患者の検体を採取する。
 - ウ 医療従事者は、保健所から配付された抗インフルエンザ薬を予防服用する。
 - ② 感染症指定医療機関等
 - ア 外来診療機関から患者情報を受け取り、必要がある場合は当該患者の同意を得て入院させる。
 - イ 医療従事者は、保健所から配付された抗インフルエンザ薬を予防服用する。
 - ③ 入院受入医療機関
県内発生（拡大期）に備え、入院治療の準備をする。

④ 上記以外の医療機関

県内発生（拡大期）に備え、外来診療の準備をする。

(2) 医療機関における共通の対応

海外発生の対応を継続する。

3 市町村の対応

海外発生の対応を継続する。

4 県本庁の対応

(1) 情報の提供等

① 海外発生の対応を継続する。

② 県内医療提供体制の変更（電話相談窓口の継続、外来診療機関での外来診療、感染症指定医療機関等での入院治療）を周知する。

③ 県ホームページ、テレビ・携帯電話等の電波媒体等により、外来等診療情報を提供する。

(2) 医療提供体制の確保

① 医療機関等に県内医療提供体制の変更（電話相談窓口の継続、外来診療機関での外来診療、感染症指定医療機関等での入院治療）を周知し、この体制を実施する。

② 国に新型インフルエンザワクチンの開発・生産状況等を確認し、医療機関等にその情報を提供する。

③ 新型インフルエンザワクチンの供給量に応じて、（海外発生に医療機関が作成した）被接種者リストに基づき、医療従事者用のワクチンを確保する。

(3) 関係機関との連携

海外発生の対応を継続する。

(4) 「電話相談窓口」の継続

海外発生の対応を継続する。ただし、状況に応じて、相談時間等について見直す。

(5) 健康監視の指示 国内発生

他の都道府県から、当該県で発生した患者（確定例）の接触者又はクラスター（集団発生）の接触者で、県内に滞在する者が健康監視の対象となった旨の連絡を受けた場合、該当保健所に健康監視を指示する。

(6) 積極的疫学調査の実施と終了 県内発生（早期）

患者（確定例）又はクラスター（集団発生）の疫学調査は、当該調査において感染源の追跡ができないことが確認された時点で、以後の疫学調査を中止するよう指示する。

(7) サーベイランスの継続

海外発生の対応を継続する。

県内発生（拡大期）

対策 医療提供体制を維持し、健康被害を最小限にとどめる。

1 保健所の対応

- (1) 「電話相談窓口」の設置
海外発生の対応を継続する。ただし、状況に応じて、相談時間等について見直す。
- (2) 一般医療機関での受診方法に関する情報を周知する。
- (3) 一般医療機関、入院受入医療機関における患者の受入状況について把握する。
- (4) 一般医療機関で重症者と診断された患者を入院受入医療機関に円滑に入院させるように調整する。
- (5) サーベイランスの継続及び中止
平時のサーベイランスを継続し、発生時のサーベイランスを中止する。

2 医療機関の対応

- (1) 医療機関における個々の対応
 - ① 一般医療機関
 - ア 患者の外来診療を行う。患者を重症者と診断した場合は、入院受入医療機関に連絡する。
 - イ 医療従事者は、新型インフルエンザワクチンの供給量に応じて、（海外発生時に作成した）被接種者リストに基づき順次、ワクチンの接種を受ける。
 - ② 入院受入医療機関
 - ア 重症者の入院治療を行う。
 - イ 入院が必要な重症者であって、入院病床が満床等の理由により受け入れが困難な場合は、病病連携を十分に活用する。
 - ウ 医療従事者は、新型インフルエンザワクチンの供給量に応じて、（海外発生に作成した）被接種者リストに基づき順次、ワクチンの接種を受ける。
- (2) 医療機関における共通の対応
海外発生の対応のうち、①は継続し、②は中止する。

3 市町村の対応

海外発生の対応を継続する。

また、国の指示に従い、県本庁と新型インフルエンザワクチンに係る臨時の予防接種（集団接種）を実施する。

4 県本庁の対応

- (1) 情報の提供等
 - ① 海外発生の対応を継続する。
 - ② 県内医療提供体制の変更（原則、すべての一般医療機関での外来診療、入院治療は重症

者のみ)について周知する。

③ 県ホームページ、テレビ・携帯電話等の電波媒体等により、外来等診療情報を提供する。

(2) 医療提供体制の確保

① 医療機関等に県内医療提供体制の変更(原則、すべての医療機関で外来診療、入院治療は重症のみ)を周知し、この体制を実施する。

② (海外発生に医療機関が作成した)被接種者リストに基づき順次、医療従事者に新型インフルエンザワクチンを接種する。また、医療従事者用のワクチンの確保を継続する。

③ 国の指示に従い、市町村と新型インフルエンザワクチンに係る臨時の予防接種(集団接種)を実施する。

(3) 関係機関との連携

① 海外発生の対応を継続する。

② 発生の状況に応じて保健所へ応援体制がとれるようにする。

(4) 「電話相談窓口」の継続

海外発生の対応を継続する。ただし、状況に応じて、相談時間等について見直す。

(5) サーベイランスの継続及び中止

平時のサーベイランスを継続し、発生時のサーベイランスを中止する。